

令和3年12月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和3年12月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日時 令和3年12月6日(月)午後4時開議
- 2 場所 市川市役所第2庁舎大会議室1
- 3 日程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 その他
 - 5 議案第39号 市川市幼児教育基本方針の策定について
議案第40号 教育財産の転用に伴う財産処分について
議案第41号 市川市学校施設の開放に関する規則の一部改正について
議案第42号 市川市学校運営協議会委員の解任について
 - 6 報告第21号 令和3年度市川市一般会計補正予算(第10号)(うち教育に関する事務に係る部分)に関する臨時代理の報告について
報告第22号 指定管理者の指定に関する臨時代理の報告について
報告第23号 指定管理者の指定に関する臨時代理の報告について
 - 7 その他
 - 8 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 その他(1) 市川市幼児教育振興審議会からの答申について
 - 2 議案第39号 市川市幼児教育基本方針の策定について
議案第40号 教育財産の転用に伴う財産処分について
議案第41号 市川市学校施設の開放に関する規則の一部改正について
議案第42号 市川市学校運営協議会委員の解任について
 - 3 報告第21号 令和3年度市川市一般会計補正予算(第10号)(うち教育に関する事務に係る部分)に関する臨時代理の報告について
報告第22号 指定管理者の指定に関する臨時代理の報告について
報告第23号 指定管理者の指定に関する臨時代理の報告について
 - 4 その他(2) 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会からの答申について
その他(3) 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会からの答申について
- 5 出席者

教育長	田中 庸惠
委員	平田 史郎
委員	大高 究
委員	山元 幸惠
委員	広瀬 由紀

6 欠席者

委員	島田 由紀子
----	--------

7 出席職員、職・氏名

教育次長	松丸 多一
生涯学習部長	永田 治
生涯学習部次長	吉田 一弘
学校教育部長	小倉 貴志
学校教育部次長	新部 操
学校教育部学校建設担当参事	佐原 達雄
教育総務課長	町田 茂幸
教育施設課長	小山松 健
青少年育成課長	三浦 将之
中央図書館長	安永 崇
義務教育課長	藤井 義康
学校環境調整課長	小笠原 勝海
指導課長	野口 敏樹
学校地域連携推進課長	関上 亨

8 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	須志原 みゆき
//	副主幹	岩瀬 絢子
//	主 査	新田 伸子

○教育長

それでは、ただ今から、令和3年12月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案4件、報告3件、その他3件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。はじめに、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、大高究委員、山元幸恵委員、を指名いたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、よろしく願っています。

○平田史郎委員

かしこまりました。それでは、日程に従い議事に入ります。

その他(1)「市川市幼児教育振興審議会からの答申について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案の1ページをお願いいたします。その他(1)といたしまして、市川市幼児教育振興審議会からの答申について、ご報告させていただきます。こちらは、市川市幼児教育基本方針の策定について、市川市幼児教育振興審議会へ本年7月27日に諮問し、1回目の審議を行い、10月12日に2回目の審議、11月16日に3回目の審議を行った後に、同審議会から、同日付で答申をいただいたものでございます。本答申の内容につきましては、教育委員会事務局から示しました「市川市幼児教育基本方針(案)」に対して、調査・審議を行った結果、別紙のとおり取りまとめられたことが示されております。別紙の内容につきましては、議案第39号「市川市幼児教育基本方針の策定について」において指導課よりご説明申し上げます。以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、次の議題と関連したものであるため、質疑については、次の議題の説明の後にまとめて行います。

それでは、議案第39号「市川市幼児教育基本方針の策定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○指導課長

指導課長です。議案第39号「市川市幼児教育基本方針の策定について」ご説明いたします。はじめに提案理由です。恐れ入りますが、議案13ページをお願いいたします。市川市教育委員会では、これまで、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を基本理念として、感性を豊かに働かせ、変化の激しい社会の中でたくましく生きていくことのできる子どもの育成を目指し取り組んできました。特に、幼児教育については、生涯にわたる人格形成の基礎を養う重要な役割を担っているとの認識を持ち、第3期市川市教育振興基本計画において「幼児期における教育の推進」を施策として掲げています。この施策の実現のためには、新しい

時代における幼児教育の一層の質の向上を図るため基本的な方策を、市川市全体の基本方針として策定することが必要です。以上が、本議案を提出する理由です。次に、市川市幼児教育基本方針の概要についてご説明いたします。恐れ入りますが、議案14ページをお願いします。本方針は、先ほど教育総務課より説明がありましたとおり、11月16日、第3回幼児教育振興審議会からいただいた答申をもとに、作成したものでございます。方針の構成は、4部構成となっております。まず、「1 はじめに」では、「方針策定の背景と経緯」について明記しております。先ほど申し上げました方針策定の目的につきまして、子どもを取り巻く社会の変化や幼児教育に関する国や市教育委員会の施策、さらに、本市の課題などを踏まえ、まとめています。特に、本市の幼児教育に関する課題としては、小学校教育との円滑な接続、特別な配慮を必要とする子どもへの支援、幼児教育を行う施設の情報共有や連携などを掲げております。「2 基本的な考え方」では、「方針の位置づけ」並びに「目指す子ども像」について明記しております。特に、目指す子ども像については、この度の幼稚園教育要領等の改訂を踏まえ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を10の視点からまとめるとともに、社会情動的スキルを育むことや人・物・自然と豊かに関わる体験活動の重要性についてまとめています。続きまして、議案15ページをお願いします。「3 基本的な方策」では、市川市の幼児教育推進の課題を踏まえ、(1)～(6)まで6つの観点から具体的な方策についてまとめています。1点目は、(1)「小学校教育との円滑な接続」として、アプローチカリキュラム・スタートカリキュラムの活用推進についてです。就学前までの子どもは、それぞれの園独自の教育を受けてきますが、どの園の子どもも「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識した保育・教育を受けて就学します。そのため、幼児教育を行う施設と小学校が様々な情報を共有し連携していくことで、幼児期の教育を通して生まれた資質・能力を小学校でさらに伸ばしていけるようにすることが必要です。そこで、関係部局との協力体制を整備し、幼児教育を行う施設の形態に関わらず、一人一人の育ちが小学校教育へとつながるよう接続の充実に取り組むことなどを示しております。2点目は、(2)「特別な配慮を必要とする子どもへの支援」について、障がいのある子ども、外国につながる子ども、医療的ケア児の3点からまとめています。市川市では、子どもの数が減少している中、配慮を必要とする子どもは増えている現状があります。今後子ども一人一人がそれぞれの地域の中で個に応じた指導や支援を受けられるよう、教育的視点や福祉的視点などから、幼児教育を行う施設と小学校、特別支援学校、関係機関、相談窓口などの連携をさらに強化・充実していくことなどを示しております。3点目は、(3)「家庭・地域における子育て支援」として子育て支援の充実についてまとめています。地域と連携した教育が重視されている今、幼児教育を行う施設がもっている機能を有効に使いながら、地域の実情、保護者のニーズ、子どもの実態等を踏まえた支援を定期的に続け、保護者の子育てへの不安を解消し、孤立を防ぐことにつなげていくことなどを示しています。4点目は、(4)「職員の資質・専門性の向上」として研修の充実についてまとめています。教育・保育の質の向上には、幼児教育を行う施設の方針や実情に合わせて日々の保育を振り返ったり、園内研修やキャリアステージ毎の研修の機会を確保したりすること

が肝要です。そこで、公立・私立の幼稚園教諭・保育士・保育教諭が共に学び合う研修会を継続して実施したり、公立幼稚園、公立・私立保育所で行っている公開研究会・公開保育への相互参観を推進したりすることなどを示しています。5点目は、(5)「教育環境の整備」として具体的な体験・ICT環境・安全対策についてまとめています。地域人材を積極的に活用するなど、家庭や地域との連携をさらに密にし、幼児が豊かな生活体験を得られるよう教育活動の充実を図ること、幼児期が直接的・具体的な体験が重要であるということを踏まえたうえで、必要に応じてICTの活用を進めること、子どもたちが安心して学べる安全な環境づくりのために、安全計画の作成、安全点検の実施など、安全管理を徹底することなどを示しています。6点目は、(6)「関係機関相互の連携強化」として公立・私立、幼稚園・保育所・こども園の枠を超えて情報共有や連携を進めること、教育委員会事務局と市長部局による幼児教育連絡会を定期的開催し、幼児教育充実のための施策に関して連携強化を図っていくことなどを示しております。議案20ページをお願いします。「4 方針の具現化に向けて」では、教育委員会事務局と市長部局が連携しながら、本方針に基づき必要な施策を計画的に講じていくことを明記しています。また、幼児教育を行う施設が、本方針に基づく自己評価や学校関係者評価等を適切に実施することで、園運営の改善やカリキュラム・マネジメントの推進が図られるよう、本方針の周知と活用を行っていくこと、さらに、教育委員会においては、幼児教育の進捗状況を適切に評価するとともに、必要に応じて本方針の見直しを行うことも示しております。最後に、議案21ページをご覧ください。末尾に「脚注」として、本文中で使用されている主な用語の意味について、読み手の共通理解が得られるように注釈をつけました。説明は、以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。上で説明は終わりましたが、先ほどのその他(1)とあわせて質疑はございますでしょうか。山元委員。

○山元幸恵委員

それでは、私のほうから1点お願いいたします。こちらの方針に示されていますとおり、幼稚園、こども園、保育所等と小学校との円滑な接続を行うこと、これは非常に重要であります。そういう中で、アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムの充実を図っていらっしゃると思います。現在、この幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続において、どのような状況であるのか、また、今後の取組について、もう少しご説明いただけますでしょうか。

○指導課長

指導課長です。現在は平成30年度より小学校、公立私立の幼稚園、また保育所を対象に「アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム」に関する研修会を実施しています。そこで理解と活用について啓発を図っているところでございます。また、公立幼稚園と小学校の間で、公開研究会の相互参観を実施しております。学校の様子や入学後の子どもたちの様子などを共有しております。さらに市教育委員会で「引継ぎに関わるガイドライン」というものを策定しまして、園児の特性や配慮事項などについて、小学校との情報共有について周知を図っている

ところでございます。これからといたしましては、研修会については、公立私立を問わず保育園・幼稚園に対して更に周知を図り、積極的な参加を引き続き呼び掛けていきたいと思っております。また、オンライン開催なども含めて、研修の拡大・充実を図りたいと思っております。公立幼稚園のみならず、私立の幼稚園・保育園の公開研究会への相互参加や、また就学先小学校と幼稚園、保育所等の授業・保育参観などの取組を促し、促進していきたいと思っております。小学校への引継ぎに関しては、先程申し上げたガイドラインの活用を一層進めていきますが、特に文書だけではなく、電話や対面での引継ぎを推奨するなど、より確実に効果的な引継ぎ方法を推奨していきたいと思っております。以上です。

○平田史郎委員

山元委員、よろしゅうございますか。

○山元幸恵委員

結構です。やはり子どもたちが小学校入学した時につまずくことがないように、とても重要なことですので、今後もぜひきめ細かな指導に取り組んでいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○平田史郎委員

そのほか質疑ございますでしょうか。広瀬委員。

○広瀬由紀委員

いろいろ分からないところにつきまして教えていただければと思います。小学校見学、相互の公開の見学について、先ほど話題にあげていただいておりますが、スタートカリキュラムを考える時、早期の4、5月位のスタート時が重要になってくるのかなと思います。見学時期につきまして、具体的な取組や、今後の方向性はどのようにお考えになっていらっしゃるかお聞かせいただければと思っております。また、「引継ぎに関わるガイドライン」も話題にのぼっていましたが、どうしても小学校、引継ぐ側としては課題、問題点のところを聞きたい、というところがあるという声を聞きます。一方、育ててきた幼稚園側の先生方はこの子の魅力ですとか、良さというのもすごく伝えていきたいという思いの中で、どうしても時間も限られていますので、そのあたりの難しさをお感じになられるという声も聞いたことがございます。こちらは質問ではないのですが、これからより充実した引継ぎのために、育ててきた、積み上げてきたところを含めて、引継ぎがなされるといいなという思いを持っております。あと、これに関連して、障害のあるお子さんへの支援に関して、スマイルプランの活用を市の方では積極的に行われ、個別の指導計画も推進されていると思います。ただ、どうしても「この書式で書かなければならない」となりますと、幼稚園側も、お子さんを専門機関やお医者さんにつなげるということを、意識してしまい、一方で親御さんの気持ちを考慮すると、ちょっとハードルが高くなってしまう場合も多いと聞きます。そのようなお子さんの場合は、保護者の了承がないので、スマイルプランには載せられない。でも、園独自で書いてらっしゃるというような部分もあると思いますので、そういった園できちんと積み上げてるものも生かした引継ぎというのができるといいなという風に思っております。こちら感想になってしまうのですが、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○平田史郎委員

それでは何かご回答、コメントはございますか。

○指導課長

はい。ありがとうございます。今、ご指摘のありました1点目のことに関して申し上げたいと思います。早い時期に引継ぎすることが大事だと思っております。園や学校それぞれの都合と言いますか、具体的行事もありますので、実施時期についてはそれぞれの園にお任せしている部分が多いと思います。ただ、運動会を春先に実施しているところが多いので、その際には各ブロックで相互参観していただくことを推奨しております。子どもたちの様子を実際見ることができるので、お互いに口頭で、有益だったという感想をよくいただいております。2点目の子どもたちの魅力、良さについてはですね、ぜひこういう面もお互いに共有して、子どもたちの良さを更に伸ばしていきたいように指導課でも声掛けをしていきたいと思っております。3点目のスマイルプランや個別の指導計画の書式等を含めてですけれども、こちらについては現在、園独自で個別指導計画を作っていたというところもあります。今、指導課では共通の、できるだけ簡単な書式で共有することはできないかということで、作成を進めているところです。園独自のものと指導課で作成したもの、それぞれを上手にバランスを取りながらより良い引継ぎにしていきたいと思っております。以上3点です。ありがとうございました。

○平田史郎委員

広瀬委員、よろしゅうございますか。その他本件で質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。それでは、特に質疑がないようですので、議案第39号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第40号「教育財産の転用に伴う財産処分について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育施設課長

教育施設課長です。議案の23ページをお願いいたします。議案第40号「教育財産の転用に伴う財産処分について」ご説明いたします。恐れ入りますが、24ページをご覧ください。こちらは、令和4年度の財産処分予定の保育クラブ及び財産処分手続き方法の一覧で、令和4年度は菅野小学校1校の予定でございます。対象となる箇所につきましては、25ページをご参照ください。財産処分とは、国庫補助を受けて整備した学校施設を、当初の補助目的以外の施設として、転用、貸与、譲渡、取り壊し等をする場合に必要とされる、文部科学大臣への承認申請又は報告の手続きのことでございます。本市の放課後児童健全育成事業の施設として、設置されている保育クラブのうち、国庫補助金等により整備された小学校の余裕教室等を

活用している場合は、国庫補助金等に係る財産処分の対象となることから、これまでも順次財産処分を行ってまいりました。本件は、新たに設置された保育クラブの財産処分を行い、建物の一部を当課教育施設課から青少年育成課へと転用するものであります。次に、恐れ入ります、26ページをご覧ください。財産処分の手続きにつきましては、上の欄にございますとおり、原則として補助金相当額の納付と文部科学大臣の承認が必要となります。しかし、今回対象となる菅野小保育クラブは、下の欄にございます納付金免除要件の①に該当することから、補助金相当額の納付の必要はございませんので、文部科学大臣への報告のみとなるものでございます。次に、27ページをご覧ください。こちらは、財産処分手続の概要でございます。上から二つ目の丸で囲んである、無償から下が今回の手続きの流れとなります。説明は以上でございます。よろしく、ご審議くださいますよう、お願いいたします。

○平田史郎委員

ご苦労様でした。説明は以上で終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第40号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第41号「市川市学校施設の開放に関する規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校地域連携推進課長

学校地域連携推進課長です。議案第41号「市川市学校施設の開放に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。議案29ページをお願いいたします。学校施設を使用する団体が、運動場又は体育館の照明設備を使用した場合には、本規則で定める「1時間当たりの照明料の額」に「実際に照明設備を使用した時間」を乗じて得た額を、電気料の実費として当該団体から徴収しております。今回、この「1時間当たりの照明料の額」について、次の3点の理由から見直しを行いました。1つ目は、現行の照明料単価の算定を平成16年度における各学校の照明設備の使用実績を基に行っており、規則制定後見直しを行っていないこと。2つ目は、実際の照明料単価は学校ごとに異なるにも関わらず、現行では各学校の消費電力に応じて10キロワットごとに照明料単価の区分を設けており、同一区分内で一律の額となっていること。3つ目は、学校施設の修繕等によりLED灯に変わっているものなど、照明設備が変更されていること。これらの理由から、消費電力の区分を廃止するとともに積算方法も見直しました。なお、「1時間当たりの照明料の額」の算出方法は、令和2年度の各学校毎の総電気料金を総電力使用数量で割って得た電気料単価に、運動場及び体育館の電球の消費電力を掛けたものです。今回の改正により、照明料の額が上がった施設数は36、上がった額の最大は280円。一方、下がった施設数は44、最大はマイナス910円。変わらないものが4でした。値下がりした施設

が多くなった理由として、消費電力が抑えられるLED灯が増えたこと、また、改正前の照明料算出の際は、東京電力の使用実績でしたが、今回はいわゆる新電力会社による使用実績であり、電気料そのものが安くなっていたことが原因と考えております。規則改正の説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。私の方からなのですけれども、今、体育館にエアコンが入っていますよね、それもこれに類似する形で課金になるのでしょうか。

○学校地域連携推進課長

体育館の何か所かエアコンが入っておりますが、これはガスを使用しております、エアコンは電気の照明と違ひまして、スイッチを入れても、気温によって消費に伴うガス量が異なりますので、エアコンの使用料については、課題にはなっておりますが今回はまだ料金を徴収することにはなっておりません。以上です。

○平田史郎委員

そのほか質疑はございませんでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第41号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。ありがとうございます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第42号「市川市学校運営協議会委員の解任について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校地域連携推進課長

学校地域連携推進課長です。議案第42号「市川市学校運営協議会委員の解任について」ご説明いたします。議案39ページをお願いいたします。本案は、「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則」に基づき、学校運営協議会を運営するにあたり、委員を解任する必要があるため、提案するものでございます。新浜幼稚園につきまして、辞任の申し出のあった委員1名の解任の提案をさせていただきました。説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第42号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続きまして「報告」に入ります。報告第21号「令和3年度市川市一般会計補正予算(第10号)(うち教育に関する事務に係る部分)に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第21号、「令和3年度市川市一般会計補正予算(第10号)(うち教育に関する事務に係る部分)に関する臨時代理の報告について」、ご説明いたします。恐れ入りますが、議案の41ページから45ページをお願いいたします。「令和3年度 市川市一般会計補正予算(第10号)」のうち、教育に関する事務に係る部分につきましては、市長からの意見聴取に対し、教育委員会の意見を申し出る必要がありますが、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、市議会提出議案の内容には異議のないものとして、教育長が令和3年11月11日に臨時に代理し、同日付けで市長へ回答いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告申し上げます。それでは、議案の44ページをお願いいたします。「1. 歳入歳出予算補正」でございます。初めに、歳出からご説明いたします。第11款・教育費、第2項・小学校費、第1目・学校管理費でございます。第10節・需用費におきまして、各学校の老朽化が進んでいることから、小破修繕の執行が例年以上に進んでいること、また、同様に当初見込んでいなかった大規模修繕への対応が要されることとなったことから、施設修繕料2,000万円の増額補正を行うものでございます。続きまして、第3項・中学校費、第1目・学校管理費でございます。第10節・需用費におきまして、小学校費と同様の理由から、施設修繕料2,000万円の増額補正を行うものでございます。続きまして、第5項・学校保健費、第1目・学校保健費でございます。現在策定を進めている、宮田小学校の建替えに関する基本構想・基本計画では、校庭を北側に配置する計画と南側に配置する計画があり、日当たりなどを考慮し、人工芝、土、ゴムチップなどの中から校庭の地面に適した材質の選定が必要となること、また、今後順次進んでいく学校の建て替えにおいても、校庭の材質の選定が必要となること、更に、材質の特性等を整理するとともに、校庭の諸条件に応じた材質の選定を行うため、第12節・委託料におきまして、校庭整備基本方針策定支援委託料300万円の増額補正を行うものでございます。続きまして、第6項・社会教育費、第9目・生涯学習センター費でございます。第14節・工事請負費におきまして、生涯学習センター内にある故障および老朽化している空気調和設備について改修工事を行うため、5,500万円の増額補正を行うものでございます。以上、今回の補正により、補正後の教育費に係る歳出全体の合計額は、144億4,957万6,000円となります。続きまして、歳入についてご説明いたします。第21款・市債、第1項・市債、第8目・教育債でございます。第3節社会教育債におきまして、歳出でご説明いたしました生涯学習センター空気調和設備改修工事に係る財源となる市債4,120万円を増額要求するものでございます。以上、歳入につきましては、4,120万円の増額を要求するもので、今回の補正により、補正後の教育費に係る歳入全体の合計額は、39億457万1,000円となります。次に45ページをお願いいたします。「2. 繰越明許費補正」について、ご説明いたします。生涯学習センター空気調和設備改修工事について、入札後、空調機器製作及び設置工事に4か月を要することが

見込まれ、工事完成が来年度6月になると見込まれることから、繰越明許費の設定をお願いするものです。次に「3. 債務負担行為補正」について、ご説明いたします。第1段、市川駅南口図書館指定管理料につきましては、市川駅南口図書館の管理について、令和4年度から5年間、指定管理者制度により、市民への図書館サービスの継続と向上を図るため、追加の債務負担行為を設定するものです。第2段、放課後保育クラブ指定管理料につきましては、放課後保育クラブの管理・運営について、令和4年度から5年間、指定管理者制度により、児童の健全育成及び保護者等の就労支援を図るため、追加の債務負担行為を設定するものです。最後に、「4. 地方債補正」についてです。歳入でご説明いたしました市債の増額に伴い、市債の限度額についても変更する必要があることから、補正前の限度額である5億2,360万円から、市債の補正額と同額4,120万円の増となる、5億6,480万円へ限度額の変更を要求するものです。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、報告第21号を終了いたします。

次に、報告第22号「指定管理者の指定に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○青少年育成課長

青少年育成課長です。報告第22号「指定管理者の指定に関する臨時代理の報告について」ご説明させていただきます。議案の47ページをお願いいたします。市川市放課後保育クラブの指定管理者の指定についての議案を令和3年12月市川市議会定例会に提出するにあたり、市議会定例会への提出前に、市長に教育委員会の意見を申し出る必要がございます。しかしながら、本日の定例教育委員会の開催前に市長への意見の申し出を行う必要がありましたことから、「市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項」の規定により、本議案の内容には異議のないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告するものでございます。市議会定例会に提出する議案につきましては、議案50ページから51ページの、「指定管理者の指定について」となります。本議案の提案理由でございますが、現在の指定管理期間が令和4年3月31日をもって満了となり、令和4年4月1日以降の指定管理者を指定する必要があることから、議案を提出するものでございます。市議会定例会に提出する議案の内容ですが、50ページをお願いいたします。1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例(平成14年条例第34号)第2条第1項及び別表に規定する放課後保育クラブ、2、指定管理者となる団体、千葉県市川市東大和田1丁目2番10号、社会福祉法人、市川市社会福祉協議会、会長、小島武久、3、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで、以上が議案の内容となります。次に、指定管理者の候補者の選定に係る審査につきましてご説明いたします。指定管理者の候補者につきましては、市川市公の施設の指定の手續等に関する条例第13条第1項の規定を適用し、公募を行わずに特定の団体を選定したものです。この候補者の審査につきましては、副市長を会

長とする公の施設の指定管理者候補者選定審査会及び、生涯学習部が所管する公の施設の指定管理者候補者選考委員会による審査を行ったうえで、市長の承認を経て選定したものです。市川市放課後保育クラブの指定管理者の候補者として、社会福祉法人、市川市社会福祉協議会を選定した主な理由といたしましては、1点目として、地域の情報蓄積、地域の活力を積極的に活用することができること、2点目として、経験豊富な支援員を有しており、支援員及び補助支援員の配置及び補充ができること、3点目として、保護者のアンケート結果においても、これまでの実績において満足度の高い保育クラブ運営が行われていることなどです。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、報告第22号を終了いたします。

次に、報告第23号「指定管理者の指定に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○中央図書館長

中央図書館長でございます。私からは報告第23号「指定管理者の指定に関する臨時代理の報告について」をご説明いたします。恐れ入ります、議案53ページから55ページをお願いいたします。市川市市川駅南口図書館の指定管理者の指定に関する議案を市長が令和3年12月市議会定例会に提出するにあたり、市長に教育委員会より市長に対し、本件への意見を申し出る必要がございます。しかしながら、本日の定例教育委員会の開催前に意見を申し出る必要がありましたことから、先の報告第22号と同様に、本件の内容には、異議のないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、ご報告するものでございます。本件の提出理由は、市川市放課後保育クラブと同様に、現在の指定期間の満了によるものでございます。本件の内容につきましては、恐れ入ります、議案56ページ及び57ページをご覧ください。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、市川市市川駅南口図書館、2、指定管理者となる団体、東京都中野区弥生町2丁目8番15号、株式会社ヴィアックス、代表取締役、小川巧次、3、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで、以上が本件内容です。次に、指定管理者候補者の選定に係る審査についてご説明いたします。指定管理者候補者につきましては、市川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定及び公の施設の指定管理者制度の運用に関する指針に基づき、生涯学習部が所管する公の施設の指定管理者候補者選考委員会による第1次審査、及び副市長を会長とする公の施設の指定管理者候補者選定審査会による第2次審査を行ったうえで、市長において選定するものです。本年7月より実施いたしました市川駅南口図書館の指定管理者候補者の公募に対しまして、2団体より応募がありました。これら2団体から提出されました事業計画書、収支計画書、貸借対照表等の関係書類を、選定評価表に基づき、選考委員会で採点し、これに価格評価点を加算した結果、総合評価点数が最も高かった株式会社ヴィアックスが選定されたものでございます。説明は以上でございます。

ます。よろしくお願ひいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、報告第23号を終了いたします。続きまして、「その他」に入ります。その他(2)「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会からの答申について」を説明してください。

○義務教育課長

義務教育課長です。59ページをお願いいたします。その他(2)といたしまして、「市川市立宮田小学校の通学区域の設定について」の答申につきまして、ご報告させていただきます。こちらは、市川市立宮田小学校の通学区域について、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会へ本年7月15日に諮問し、審議を行い、11月12日付で答申をいただいたものでございます。答申書の内容について、ご説明いたします。市川市立宮田小学校の通学区域につきまして、通学区域は表のとおりとなりました。通学区域は、現在の通学区域と変更はございません。なお、宮田小学校の通学区域につきましては、1月の定例教育委員会において、議案を提出し、学区を決定する予定でございます。以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、その他(2)を終了いたします。

次に、その他(3)「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会からの答申について」を説明してください。

○義務教育課長

義務教育課長です。続きまして、議案61ページをお願いいたします。その他(3)といたしまして、「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針について」の答申につきましてご報告させていただきます。こちらは、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会へ令和2年7月22日に諮問し、1回目の審議を行い、令和3年7月15日に2回目の審議、令和3年11月12日付で答申をいただいたものでございます。本答申の内容につきましては、学校環境調整課より、ご説明申し上げます。

○学校環境調整課長

学校環境調整課長です。「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針について」に対する答申の内容についてご説明いたします。少々お時間をいただければと思います。答申書の構成は、「1.はじめに」「2.方針策定のための基本的な考え方」「3.現状の通学区域の課題」「4.通学区域の見直し方針」「5.通学区域の再編案の作成」「通学区域の見直しの推進にあたって」となっております。それでは内容についてご説明いたします。まず、「1.はじめに」では、答申に至った背景と経緯、そして答申によって、適切な通学区域が設置され、子どもたちの望ましい学校環境の実現が一層推進されることを期待する旨が示されております。62ページをお願いいたします。「2.方針策定のための基本的な考え方」です。答申を基に、教育委員会が方針を策定すること、その中には、通

学区の見直しを行う際のルール等を示すとともに、それに基づき作成した中学校ブロックごとの通学区域を示した「通学区域の再編案」を定めることが示されております。次に「3.現状の通学区域の課題」では、まず、「(1) 小学校と中学校の通学区域の不一致」の中で、多くの中学校ブロックでその中学校とブロック内の小学校の通学区域の一部が一致していないこと、中学校ブロックの単位とした学びと育ちの連続した環境づくりと適正配置の方策の効果を担保するためには指定校変更制度の在り方について検討を行う必要があることが示されております。「(2) 通学路の安全確保」では、道路整備が進むなど、児童生徒の通学環境が変化の中で、通学路の安全対策を計画的かつ継続的に実施する必要があることが示されております。「(3) 通学区域による地域コミュニティの分断」では、現行の通学区域は自治会を分断している地域があり、地域コミュニティの形成等に支障をきたす場合も懸念されることが示されております。「(4) 学校規模の差」では、地域的な児童生徒数の偏在によって特定の学校が小規模化あるいは大規模化することで、学校規模に差が生じてきていることが示されております。「(5) 通学距離」では、現状の通学距離は適正な距離となっているものの、現状より広い通学区域を設定した場合には、児童生徒の登下校時の安全の低下や身体的な負担が懸念されることが示されております。次に、「4.通学区域の見直し方針」です。前段では、通学区域の見直しは、複数の課題に対応すること、学校ごとの実態に即したものとなること、見直しの影響が過度とならないこと等に留意して進める必要があることが示されております。まず、「(1) 見直しの視点及び留意点」では、見直しを進める上での5つの視点と1つの留意点を定めております。視点の1つ目「小中学校の連続性」では、一つの小学校の児童が異なる中学校に進学することがないように、原則として、小中学校の通学区域を一致させることが示されております。64ページをお願いいたします。視点の2つ目、「通学路の安全」では、交通量の多い幹線道路などには必要な安全対策を講じることが前提であるとした上で、道路の構造上の理由等により、安全対策を講じることが困難な場合は、可能な限り、当該道路を通学区域の境界とすることが示されております。視点の3つ目、「地域コミュニティのつながり」では、地域コミュニティや防災への影響を考慮し、可能な限り自治会単位で通学区域を編成することが示されております。視点の4つ目、「学校規模の是正」では、学校規模の差によって教育条件や教育環境に不均衡が生じないように、可能な限り、規模の適正化を図ることが示されております。⑤の留意点の「通学距離」では、児童生徒の登下校時の安全確保と身体的負担の軽減を図るため、小学校では4km以内、中学校では6km以内となるよう通学距離に留意し、通学区域を設定することが示されております。次に、「(2) 見直しの流れ」です。通学区域の再編案を3つの手順を踏んで作成することが示されております。まず、「①小中学校の通学区域の一致」として、中学校ブロック単位で、原則として、中学校の通学区域を小学校の通学区域に合わせられたいということ。義務教育学校等の検討が行われている中学校ブロックについては、その対象となっている小学校の通学区域に中学校の通学区域を合わせられたいといった旨が示されております。「②通学路の安全確保」として、交通量の多い幹線道路などの安全対策を講じることが困難な場合は、可能な限り当該道路を通学区域の境

界とされたいといった旨が示されております。「③学校規模の是正」として、隣接する学校が19学級以上の大規模校と小学校では6学級、中学校では9学級以下の過小規模校となる場合は、規模の是正を目的に可能な限り、自治会単位で通学区域を編成されたいといった旨が示されております。次に「(3) 通学区域決定までの手続き」です。通学区域の決定にあたっては、通学区域の変更により影響のある学校運営協議会において、通学区域の再編案を基に協議、調整を行われたいということ。その後、通学区域審議会に通学区域の設定について、諮問・答申を行い、教育委員会会議で通学区域を決定されたいということ。通学区域に変更がない学校につきましても、当時の背景や要因が現在とは異なることから、この流れに沿って通学区域の変更がないことを決定されたいといった旨が示されております。次に「(4) 通学区域の決定及び適用の時期」です。通学区域を決定する対象校は、学校施設の建替えを行う学校とされたいということ。通学区域は学校規模に影響を与えることから、建替え後の学校規模を決定する基本構想・基本計画の策定までに通学区域を決定されたいといった旨が示されております。また、適切な方法で周知を行った上で、建替え後の学校施設の供用開始と合わせて、決定した通学区域を適用されたいといった旨が示されております。66ページをお願いいたします。次に「(5) 経過措置」です。通学区域の見直しによる児童生徒等への影響をできる限り、少なくするため、①在校生は卒業まで旧通学区域の指定学校への通学を可能とすることや②として、兄弟姉妹が旧通学区域の指定学校に在籍している場合、対象児童は、卒業まで旧通学区域の指定学校への入学、通学を可能とすること、③として、旧通学区域の指定学校から新通学区域の指定学校への転校はいつでも可能とすること、以上の3つを経過措置として設け、その他、必要な経過措置は学校ごとに学校運営協議会で協議、調整を行い検討されたいといった旨が示されております。次に「(6) 指定校変更制度」です。中学校ブロックを単位とした学びと育ちの連続した環境づくりと適正配置の方針の効果を担保するため、①通学や学校生活の安全に特段の配慮を要する場合に限り、指定学校を変更できるものとされたいこと。②小中一貫教育推進の観点から、義務教育学校等への就学を希望し、通学距離などの一定の基準を満たした場合は、指定学校を変更できるものとされたいといったことが、新たな通学区域決定後の指定校変更制度の基本的な考え方として示され、指定校変更に関わる具体的な許可基準等については、この基本的な考え方に基づき、現在、通学区域審議会で審議を行っている「指定校変更制度等の見直しについて」の答申を踏まえて整理されたいといった旨が示されております。なお、この指定校変更制度の効力発生時期につきましても、通学区域の変更がある学校においては、新たな通学区域の適用時とし、通学区域の変更がない学校においては、建替え後の学校施設の供用開始時とされたいといった旨が示されております。次に「5. 通学区域の再編案の作成」です。通学区域の見直し方針で示した「見直しの流れ」に沿って、教育委員会が中学校ブロックごとに通学区域の再編案を作成し、それを基に学校運営協議会で協議、調整を行われたいといったこと。協議、調整において修正が必要となった場合、それを踏まえ全体の再編案を修正されたいといった旨が示されております。最後に「6. 通学区域の見直しの推進にあたって」では、今後の見直しの進め方が示されてお

ます。なお、教育委員会が作成する「市川市小学校、中学校及び義務教育学校 通学区域の見直しに関する方針」については、この答申の内容を整理し、さらに、見直しの流れに沿って作成した中学校ブロックごとの通学区域の再編案を加えて、方針案を策定し、来年度、教育委員会会議にお諮りしたいと考えております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。広瀬委員。

○広瀬由紀委員

ご説明ありがとうございました。1点、最後の66ページ、指定校変更制度の点なんですけれども、いじめ等起きた場合、安全面でのことを考慮して変更できると書いてあります。いじめられた側の方が移るとするのは生徒さんご本人の意向、なぜ自分がいじめられた上に外に行くの、というような心境も起こりえるのではないかなと思ひまして、この文言をどうこうという訳ではないのですけれども、この辺りのお考えはいかがなものでしょうか。

○平田史郎委員

どちらがお答えしますか。

○義務教育課長

義務教育課長です。現在も指定校変更制度を取らせていただき、友人関係の項目の中で、いじめに関してご相談が入っているところでございます。基本的には、訴えのあった保護者の方とお子さんの意見を丁寧に聞いた上で、どういった方向が良いか、学校を含めて検討をいたします。転校という手段を取る場合については、ご両親の意思等を、十分に把握した上で決定しているところでございます。いじめられた、いじめた、というような、いじめた方、いじめられた方という面だけではなく、友達関係でどのようにこじれたかというところまで、きちんと掘り下げた上での判断をして、保護者の方の意向を踏まえて、指定校変更制度を活用しているところでございます。

○平田史郎委員

広瀬委員、よろしゅうございますか。これはいずれにしろ、協議、調整を行うと書いてありますが、大変な作業ですね。

○学校環境調整課長

基本的には、通学区域審議会の方で作成した行政案を現場にお示しした中で、主に通学区域の変更によって生じる課題というよりは、むしろ指定校変更制度に対する、疑念というかどのような対応が可能かという議題になってくるのかと考えております。通学区域が学区と自治会によって分断されるケースについて、見直しを図るとお示ししておりますが、この場合も基本的には、課題になるとは考えにくいとは思っております。実際、大規模校と小規模校が隣り合っている学校としては、大柏小と大町小がそれに該当することになります。そこについては議論の余地があるとは考えておりますが、基本的には利用者に沿って、指定校変更制度を進めて行く感じになるかなと思っております。以上です。

○平田史郎委員

ありがとうございました。このほか質疑はございませんか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、その他(3)を終了いたします。

本日予定しておりました議事はこれで終了いたします。それでは、教育長お願いいたします。

○**教育長**

これをもちまして、令和3年12月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後5時閉会)